

平成21年12月11日

指定管理者の指定について

(練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ)

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目3番39号 S T Sビル内

(3) 代表者

理事長 山内 美代

3 指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成21年6月18日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議)
6月26日	第2回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施、モニタリングの最終総合評価)
7月6日	第2回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングの最終総合評価の報告)
8月1日	ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始

8月11日	応募説明会（参加団体数1）
8月12日～28日	応募書類受付（応募団体数1）
9月2日	経営診断委託
9月2日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
10月16日	第4回指定管理者選定小委員会（応募団体の評価・採点）
11月9日	第3回指定管理者選定委員会 （応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（審査結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、第2回以降、有識者委員を加えて、評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高いこと。
資金力、借入金の返済能力が優れていること。
収益性が高く、将来性が見込まれること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、役員構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に行われていること。

(4) 運営実績

都内で多種多様な障害者施設を運営し、障害福祉分野において十分な実績があり、練馬区内においても、石神井町福祉園・貫井福祉園・貫井福祉工房・しらゆ

り荘の指定管理を受託していること。

また、学童クラブについては、法人としても初めての受託であったが、5年の受託期間において着実に実績を重ね、特に開設当初は入会希望者が少なかったが、今では定員を超えて受入れ上限まで児童を受け入れていること。

施設運営や職員の対応については、利用者やその家族から高い評価を受けており、モニタリング最終総合評価においても、区が求める基準より高い状況であると認められること。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人のスケールメリットを活かした多様な人材確保により、障害者地域活動支援センターにおいては、幅広い利用要望に応えるよう個々の障害特性などにきめ細かく対応していること。また、学童クラブにおいては、多彩なプログラムを提供することで、児童が楽しく、安心して過ごせる体制が整えられていること。

(6) 受託への熱意・意欲

障害者地域活動支援センターと学童クラブとの交流や地域に貢献できる活動の提案等、企画内容およびプレゼンテーションにおいて受託への意欲が認められること。また、当該施設に関する区の計画・方針を最大限尊重する提案があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として整備している危機管理マニュアルに基づいた取組みが行われていること。

日常的に安全点検体制がとられ、職員間での情報共有や区・法人本部への迅速な報告体制が整っていること。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、現在のサービス水準を維持・向上するため、多様な施設を運営してきた法人のノウハウを活かした提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの苦情を解決するための実施要綱が整備されていること。

社会性や客観性を確保するために第三者委員を法人本部および施設に設置し、利用者の立場を配慮した適切な対応を推進していること。

(10) 職員の育成

法人主催の研修の実施、外部機関が開催する職能研修への積極的参加を促進す

るなど、職員の資質向上に努めていること。

各職員の経験・能力に配慮し、個別の研修計画を作成し実行していること。

(11) 団体の理念・姿勢

障害児者が主体性をもって地域生活をおくることができるよう、それぞれの自立に向けた活動を支援することを基本として、多面的な事業に取り組んでいること。また、法人の理念を実践に活かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して職員に対して周知、徹底させていること。

(12) 事業等の提案

障害者と児童の交流を日常的に行うことや地域行事などに積極的に参加することで、ノーマライゼーションの理解を深めるとの提案があること。また、障害者地域活動支援センターと学童クラブの一体的な施設運営の特色を活かし、学童クラブ卒後の中高生障害児の放課後を見守る事業を展開するとの提案があること。

障害者へのドアツードアの送迎サービスやその日の体調に合わせた食事内容の提供など、一人ひとりの個性を大切にしたサービスの充実を提案していること。

学童クラブの子供たち自身が楽しんで自ら取り組めるように工夫された活動や行事を提供することで、豊かな生活づくりが提案されていること。

6 問い合わせ先

【練馬区立障害者地域活動支援センターについて】

練馬区役所健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課施設係

直通 03-5984-1043

FAX 03-5984-1214

【練馬区立谷原あおぞら学童クラブについて】

練馬区役所健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課児童施設支援係

直通 03-5984-1078

FAX 03-5984-1220

指定管理者選定（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）の評価結果
（練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 障害者地域活動支援センターまたは学童クラブの施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取り組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 両事業における一体的な施設管理	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取り組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制 (2) プライバシー保護に対する意識の啓発	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	6点
13 事業等の提案 (1) 一体的な施設運営の特色を捉えた事業内容や利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 障害者自立支援法または児童福祉法等の各種事業のサービス展開の有無 (5) 地域に開かれた運営の有無 (6) 団体の本部または団体が運営する施設による、障害者地域活動支援センターおよび学童クラブの運営に関するバックアップ体制	10点	8点
合計	100点	78点

※ 現に指定管理者として当該施設を管理している団体については、指定期間中の運営に関する最終総合評価結果を含めて評価する。